

○座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例

平成15年6月30日

条例第13号

改正 平成23年9月29日条例第7号

改正 令和元年12月10日条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、座間味村農山村広場・公園（以下「農山村公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 この「農山村公園」の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 前項の「農山村公園」の区域及び面積は、村長が定め告示する。その区域を変更したときも同様とする。

(管理)

第3条 この「農山村公園」の管理は、村長が行う。ただし、村長が必要と認めるときは、「農山村公園」の管理を一部委託することができる。

(行為の制限)

第4条 「農山村公園」において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために農山村公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 売店を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、農山村公園使用許可申請書を村長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を掲載した申請書を村長に提出して許可を受けなければならない。

4 村長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合

に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、使用を許可しない。

6 村長は、行為の許可に農山村公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。  
(行為の禁止)

第5条 農山村公園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し又は汚損すること。
- (2) 立木を伐採し又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくは、はり札をし又は公告を表示すること。
- (6) 立入り禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ又はとめ置くこと。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。
- (9) その他、農山村公園の管理上支障があると認められること。

(使用の禁止又は制限)

第6条 村長は、次の各号に該当するときは、農山村公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 農山村公園の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合
- (2) 農山村公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) 目的外に使用した場合

(農山村公園施設利用の休止又は廃止)

第7条 農山村公園内において、営業又はこれに類する許可を得た者がその許可を廃止又は休止しようとするときは、日前10日までに村長に届け出なければならない。

(使用許可)

第8条 農山村公園を使用しようとする者は、村長に願出して許可を受けなければならない。

(使用期間・使用要件)

第9条 農山村公園内で売店の使用許可を得たものの使用期間は、1年間(4月～3月)と

し、最長3年まで更新することができる。

2 売店を使用できる者は、次の各号の条件を具備するものでなければならない。

(1) 売店の使用者は、本村に住民登録をして1年以上となる者。

(2) 村税や村が徴収する各種料金等において滞納がない者。

(3) 売店の使用者は、個人及び村内に拠点を置く団体とする（企業は使用不可）。

(使用料)

第10条 営業又はこれらに類する許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、村長が特に認めた場合限り、これを使用後に納付することができる。

3 既納の使用料は返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によって使用することができなくなったとき、その他村長が必要と認めた場合はその全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 村長は、公益上又は相当な理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。減額する場合の減額率は100分の75までとする。

(監督処分)

第12条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者にたいして、行為の許可又は使用の許可を取り消しその効力を停止し、若しくはその条件を変更し又は行為の中止、原状回復若しくは公園より退去を命ずることができる。

(1) この条例に違反した場合

(2) 許可に付した条件に違反している場合

(3) 偽りその他不正の手段により許可をうけた者

(4) 使用料を滞納した場合

(損害賠償)

第13条 使用者は、「農山村公園」を損傷又は汚損若しくは滅失したときは、原形に復し若しくはその損害を賠償しなければならない。

(賠償及び事故の免責)

第14条 村長は、「農山村公園」の使用により生じた一切の事故及び損害については賠償の責任を負わない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に村長が定める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第36号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
慶留間比後公園	座間味村字慶留間148—1番地をへて同字343番地に至る
阿嘉ニシハマビーチ公園	座間味村字阿嘉1563番地をへて同字1588—1番地に至る
阿真浜脇公園（東屋）	座間味村字阿真531番地
阿佐公園（東屋）	座間味村字阿佐25番地

別表第2（第10条関係）

区分	単位	使用料	
売店	年額	244,450円	
行商その他これに類する行為	1日以内	310円	
業として写真撮影をするもの	撮影機 (写真機) 1台1日	210円	
業として映画を撮影するもの	1件1日	1,020円	
興行、出店、その他これに類する営業行為	1平方メートル1日	21円	
競技会、集会、展示会その他これに類する行為をする場合	面積によるもの	1平方メートル1日	21円
	面積によりがたいもの	1回1日以内	1,020円